

五ヶ瀬町簡易水道事業及び水道用水供給事業 令和7年度水質検査計画

令和7年3月

五ヶ瀬町役場建設課

1 五ヶ瀬町の簡易水道事業及び水道用水供給事業の概要

五ヶ瀬町の簡易水道事業は4事業、8地区に簡易水道施設、1地区に飲料水供給施設があり、内容は次のとおりです。

事業名	地区	水源名	水源 種別	浄水方法	計画給水 人口	給水人口※
赤谷	赤谷	第 1 水源	湧水	滅菌	2, 000 人	220 人
坂本	坂本	坂本水源	表流水	滅菌	340 人	143 人
兼ヶ瀬	兼ヶ瀬	兼ヶ瀬水源	湧水	滅菌	300 人	75 人
五ヶ瀬町	坂狩	坂狩水源	深井戸	滅菌	2, 423 人	1, 842 人
	廻渕	第 1 水源	深井戸	急速ろ過		
	室野	室野水源	深井戸	滅菌		
	桑野内	第 1 水源	湧水	滅菌		
		第 2 水源				
	鞍岡	祇園水源	湧水	緩速ろ過		
		黒峰水源	湧水	滅菌		
大石	大石水源	表流水	緩速ろ過	100 人	66 人	

※令和7年2月28日時点

2 水源原水及び水道水の状況

五ヶ瀬町の簡易水道及び飲料水供給施設の水源は、表流水と湧水、深井戸により取水しており、全体的に水質は良好な状態にあります。

浄水については水質基準値を大幅に下回っており、安全で良質な水を供給しております。

3 水質検査計画

(1) 水質検査の基本方針

水源（表流水と湧水、深井戸）の特徴及び水質状況を勘案し、五ヶ瀬町簡易水道及び水道用水供給事業水質検査計画を策定しました。

① 浄水検査地点

採取は原則として給水栓で行い、その選定に当たっては配水系統ごとに1地点を選定します。

赤谷地区	・・・	コミュニティバス倉庫給水栓
坂本地区	・・・	寺村公民館給水栓
兼ヶ瀬地区	・・・	兼ヶ瀬公民館給水栓
坂狩地区	・・・	坂狩集落センター給水栓
桑野内地区	・・・	桑野内生活改善センター給水栓
祇園地区	・・・	鞍岡地区公民館給水栓
黒峰地区	・・・	第12区生活改善センター給水栓
室野地区	・・・	G・パーク給水栓
廻渕地区	・・・	五ヶ瀬キャンプ場給水栓
大石地区	・・・	大石公民館給水栓

計10地点

② 原水検査地点

各施設水源地を検査地点とし、全項目及び指標菌の検査を行います。

赤谷地区	・・・	赤谷水源
坂本地区	・・・	坂本水源
兼ヶ瀬地区	・・・	兼ヶ瀬水源
坂狩地区	・・・	坂狩水源
桑野内地区	・・・	桑野内水源
祇園地区	・・・	祇園水源
黒峰地区	・・・	黒峰水源
室野地区	・・・	室野水源
〃	・・・	室野第2水源
廻渕地区	・・・	廻渕水源
大石地区	・・・	大石水源

計11地点

(2) 水質検査項目及び検査頻度

水道法では検査が義務付けられている水質基準項目、毎日検項目及び水質管理上必要と判断した項目について検査を行います。

① 毎日検査

1日1回、給水栓において色・濁り・残留塩素の検査を行います。

② 毎月検査

1ヶ月に1回、給水栓において水質変化の指標となる9項目について検査を行います。

③ 水質基準項目検査

3ヶ月に1回、給水栓において水質基準項目（28項目）について水質検査を行います。（大石飲料水供給施設については、簡易水道でないため28項目検査を実施しない。）

④ 全項目検査

毎年1回、給水栓において全項目の検査を行います。

⑤ 原水検査

毎年1回、全項目、指標菌の検査を行います。

(3) 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水源等で次のような水質変化があり、供給する水が水質基準に適合しないおそれのあるときに実施します。

また、臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに必要な項目について実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

① 原因不明の色及び濁りが生じるなど、水質が著しく変化したとき。

② 臭気等に著しい変化が生じるなど異常があったとき。

③ 水源の水質が著しく悪化したとき。

④ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系伝染病が流行しているとき。

⑤ 浄水処理の過程で異常があったとき。

⑥ 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

⑦ その他必要があると認められるとき。

(4) 水質検査の方法と委託する内容

水質検査・成績書の発行までの業務を水道法第20条登録機関に委託します。委託先の検査精度と信頼性を考慮し、外部精度管理及び内部精度管理の状況を確認します。

(5) 水質管理において留意すべき事項

① 浄水の水質検査をもとに、水質の安全性を判定し、評価を行います。

② 水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮し、毎年度、見直しを実施します。

③ 計画外項目については、必要があれば臨時の水質検査として取り入れていきます。

4 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、五ヶ瀬町役場建設課で閲覧できるようにします。

検査結果についても毎年公表いたします。

5 町民の声と水質検査

安全でおいしい水を提供するために、町は水質検査計画と検査結果を公表し、利用者の皆様からのご意見をいただいて検査計画の見直しを行い、より安心できる簡易水道及び飲料水供給施設を目指します。

6 水質事故への対応

常に水道水質の管理を万全なものにするために、国・県や近隣市町村の連携も大切です。五ヶ瀬町建設課においては、以下の取り組みに努めます。

① ご利用者（町民）との関係

ご利用者から寄せられる水質に関する苦情や要望には、早急かつ的確に対応するよう努めます。

また、水道水質をより知っていただく為、さまざまな情報を提供します。

② 県及び近隣市町村との連携

水質汚染事故が発生した場合は、速やかに関係機関に通報するとともに、必要な助言を受け、安全なおいしい水の提供に努めます。

③ 水質検査委託機関との連携

水質汚染事故には、素早く的確に対応できるよう、水質検査委託機関との連携に努めます。

令和7年度 五ヶ瀬町簡易水道 水質検査年間計画表

	赤谷・坂本・兼ヶ瀬・五ヶ瀬					大石飲供	
	浄水(9箇所)			原水(11箇所)		浄水	原水
	51項目	28項目	9項目	39項目	指標菌	9項目	39項目
R7.4月			●			●	
5月		●				●	
6月			●			●	●
7月	● 兼ヶ瀬のみ		●			●	
8月	● 兼ヶ瀬は除く					●	
9月			●	●	●	●	●
10月			●			●	
11月		●				●	
12月			●			●	●
R8.1月			●			●	
2月		●				●	
3月			●			●	●